給水装置工事に関する承諾書

年　　月　　日

大府市水道事業

大府市長　殿

申込者

住　所

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

装置場所　　大府市　　　　　　　　町　　　　　　　　　番地

|  |  |
| --- | --- |
| ☑ | 給水装置及び給水についての承諾 |
| ・給水装置工事の申込みについて、指定給水装置工事事業者に委任致します。・給水装置のうち、メータより二次側については当方にて維持管理します。・給水装置を変更する場合は、給水装置工事申込みを再度行います。・給水装置について、土地所有者若しくは家屋所有者と紛議が生じた場合又は土地・家屋の受渡し等で紛議が生じた場合は当方にて解決します。・市施行の工事等で断水する場合は、自己防衛し協力します。・メータは清潔に保管し、設置場所にはメータの検針・修理等の障害になるような物件若しくは工作物を設置しません。・メータを除く第一止水栓以降の漏水等については、当方で処理します。・３階に給水装置を増設する場合は、あらかじめ給水方式を検討し、あらためて給水装置工事の申込みを行います。 |
| ☑ | 給水管を先行で引き込む場合 |
| ・工事種別が先行の場合、給水装置工事完了後において、給水装置を市長が不要と認めたときは、自己の負担で撤去します。・工事種別が先行の場合、給水装置は止水栓及びメータボックスまで設置します。・工事完了後、不使用により引込管が通水できなくなった場合は、当方で解決します。 |
| ☑ | 給水量が不足するおそれのある場合 |
| ・給水栓の同時使用による水量・水圧不足が生じた場合は当方にて対処します。 |
| ☑ | 浄水器及び活水器等を設置する場合 |
| ・浄水器等の仕様に応じて適正に管理し、適時定期点検を行います。・浄水器等を設置する場合において、共同住宅等給水装置所有者以外の使用者いる場合は、浄水器等の使用状況及び管理責任等について十分に説明し、使用について承諾を得ておきます。・浄水器等を設置し、浄水器等に起因する問題が生じた場合は、当方にて解決します。 |
| ☑ | 貯水槽を設置する場合 |
| ・大府市小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例関係法令を遵守します。 |
| ☑ | 井水と上水を併用する場合 |
| ・井水給水管と上水給水管を別配管とし、絶対に接続しません。・上水に全面切替をする場合は給水装置工事申込みを再度行います。 |

　給水装置工事申込にあたり、次の事項を承諾するとともに、給水装置所有者、使用者若しくは土地所有者が変更となる場合は、承諾事項を新所有者等に継承します。

※該当の無い項目は☑を　　で消してください。